

10/20
金

生活保護減額は「違法」

横浜地裁

取り消し判決 4件目

国や自治体が生活保護基準額を2011~3年から3年間にわたり減額したのは、生存権を保障した憲法25条に反するなどとして、神奈川県内の受給者46人が減額決定の取り消しなどを求めた訴訟の判決が19日、横浜地裁であった。岡田伸太裁判長は「厚生労働相が裁量権の範囲を逸脱し、乱用したもので、生活保護法に違反する」として、減額決定を取り消した。憲法判断はしなかった。

同種の訴訟は全国29地裁で提起されている。減額を取り消しを認めたのは大阪、熊本、東京の3地裁に次いで、4住民、9地裁での判決では認めていない。

国は13~15年、生活保護費のうち、食費などの生活費にあたる「生活扶助」の基準額を改定。一般世帯の消費実態に比べて高額だとして、3年間で平均6・5%、最大10%、計約670億円を削減した。

弁護団は、3地裁に続々、

て、「今年に入りて3件目で、流れが変わったとみていいのではないか」と指摘。「判決は国の手づかみ調整を認めず、保護基準の切り下げが与える影響の大きさを重視した上で評価できる」と話した。

(大庭慎次郎、伊藤良済)

国が用いた独自の物価下落率の4・78%の算定方法を問題視。低収入の世帯があまり貰わない高価な輸入品の価格下落が大きく影響している」とながら、「統計などの客観的な数値との合理的関連性を欠く」と指摘した。国に対する損害賠償請求については棄却した。

生活保護制度に詳しい花園大の吉永純教授は、3地裁に続き横浜でも減額決定が取り消されたいところ